

令和8年1月1日 施行 現在施行

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）

Law RevisionID:329AC0000000165_20260101_507AC0000000032

昭和二十九年法律第百六十五号

自衛隊法**第八章 雑則****（都道府県等が処理する事務）**

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

- 防衛大臣は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 第一項**の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに**前項**の規定により都道府県警察の行う協力を要する経費は、国庫の負担とする。